

製造所等の定義

1 製造所

「製造所」とは、危険物を製造するため、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれに付属する設備を含むものであって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいいます。（S34国消予17）

2 貯蔵所

「貯蔵所」とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに付属する設備を含むものであって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいいます。（S34国消予17）

3 取扱所

「取扱所」とは、危険物の製造以外の目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに付属する設備を含むものであって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいいます。

許可申請の区別及び個数

危政令第6条、第7条、第8条及び第8条の2に規定する製造所等の設置又は変更の許可、完成検査並びに水張又は水圧検査の申請は、次の表に示す区別及び個数に従って行ってください。手数料についても、下表の区分及び個数に従い、予防条例別表第4に規定する額を徴収することになります。

製造所等の区分		申請の区別	備 考
製 造 所		製造所ごと	危政令第9条第20号に定める危険物を取り扱うタンクは、当該製造所の申請に含まれます。
貯蔵所	屋内貯蔵所	屋内貯蔵所ごと	
	屋外タンク貯蔵所	タンク1基ごと	防油堤内に2基以上ある場合でもタンク1基ごとに申請してください。
	屋内タンク貯蔵所	タンク専用室ごと	タンク数にかかわらず専用室ごとに申請してください。
	地下タンク貯蔵所	タンク1基ごと	隣接する地下タンクに支柱等が兼用されている場合、又は同一のタンク室内に2基以上タンクが埋設されている場合は、タンク1基ごとに申請してください。
	簡易タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所ごと	危険物の品質を異にする簡易貯蔵タンクを3まで置く場合は、一の申請とすることができますが、同一群と認められない場合は、異なる貯蔵所として別申請としてください。
	移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所ごと	
	屋外貯蔵所	屋外貯蔵所ごと	
取 扱 所	給油取扱所	給油取扱所ごと	専用地下タンク、簡易タンク等を含めて一の申請としてください。
	第1種販売取扱所	販売取扱所ごと	
	第2種販売取扱所	販売取扱所ごと	
	一般取扱所	一般取扱所ごと	製造所の例と同じです。
屋外、屋内、地下、簡易貯蔵タンク又は移動貯蔵タンクの水張又は水圧検査	貯蔵タンクごと	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造所及び一般取扱所の設備等となるタンクについても同じです。 2 危政令第8条の2の2に基づくもので、構造及び容量が同一の場合、一の申請書で申請することもできます。(手数料は検査基数分を徴収します。) 	

許可申請について

1 形式的要件の確認

形式的要件の確認とは、危政令第6条及び第7条に規定する書類及び審査上必要な資料等の状況、文字等に不鮮明な箇所がないか等を確認することをいいます。

2 製造所等の設置又は変更の別

製造所等の設置又は変更許可申請は、次の区別により行ってください。

(1)	設置許可申請となるもの	ア	製造所等を設置しようとするとき。
		イ	製造所等を現に所在している事業所※1の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号の「敷地」をいう。以下同じ。）から異なる敷地に移設しようとするとき（移動タンク貯蔵所の常置場所の移転を除きます。）。
		ウ	製造所等の現に所在している事業所の敷地内で、製造所等の主な部分※2のすべてを移設しようとするとき（空地規制のある製造所等では、主たる部分を解体して、移設する場に限ります。）。
		エ	製造所等の区分を変更するとき。
(2)	変更許可申請となるもの	ア	製造所等が位置、構造又は設備を変更しようとするとき（危市規則第10条に規定する軽微な変更等の届出書で処理するものを除きます。）。
		イ	製造所等の現に所在している事業所の敷地内で、製造所等の主たる部分以外の部分を移設しようとするとき（空地規制のある製造所等では、主な部分を解体せず、移設する場合を含みます。）。
		ウ	移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の移転及び車両を更新しようとするとき。

※1 「事業所」とは、同一の事業主体に属し、同一の事業目的のために、一定の地域に集結して事業活動を行う各施設の総体をいいます。

※2 「主な部分」とは、製造所等の中核をなす本質的部分をいい、例えば、屋外タンク貯蔵所の場合はタンク本体等をいいます。

許可申請書及び仮使用承認申請書の記入例

1 許可申請書の記載要領

様式第2（第4条関係）

① ~~製造所~~
危険物貯蔵所設置許可申請書
~~取扱所~~

② 京都市長 殿		元号〇〇年〇月〇日	
申請者		③ 住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
④ 設置者	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所	⑤ 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇		
⑥ 設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別	
	準防火地域	近隣商業地域	
⑦ 製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	⑧ 屋内貯蔵所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	⑨ 第4類第1石油類(200ℓ) 100ℓ 第4類第2石油類(1000ℓ) 1200ℓ	指定数量の倍数	⑩ 1.7倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	⑪ 令 第10条 第4項 (規則第16条の2の3 第2項)		
位置、構造、設備の概要	⑫ 特定屋内貯蔵所		
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	⑬ 容器に入れた塗料を貯蔵する。		
着工予定期日	⑭ 元号〇年〇月〇日	完成予定期日	⑮ 元号〇年〇月〇日
その他必要な事項	⑯		
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		許可年月日	
		許可番号	

(変更許可及び仮使用承認申請書)

工事部分以外を仮に使用する場合は、この申請書を使用してください。

様式第7の2(第5条の3関係)

~~製造所~~
危険物貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請書
取扱所

元号〇〇年〇〇月〇〇日		
京都市長 殿 申請者 住所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番地 (電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 氏名 株式会社〇〇石油〇〇支店 支店長 〇〇 〇〇		
設置者	住所	東京都〇〇区〇〇〇〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	株式会社〇〇石油 代表取締役社長 〇〇 〇〇
設置場所	京都市〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地の〇	
設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別
	準防火地域	商業地域
設置の許可年月日及び許可番号	元号〇〇年〇月〇日京都市指令〇〇〇第 〇号	
製造所等の別	取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 給油取扱所
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	指定数量の倍数 209倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分	令 第17条 第5項 (規則第28条の2の5第 項)	
変更の内容	⑰ 液面計の取替(直上読取方式から磁歪液面センサーに変更。)	
変更の理由	⑱ 設備の老朽化に伴う更新のため。	
着工予定期日	許可書受領後	完成予定期日 着工後5日
その他必要な事項		
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	許可年月日 許可番号	
仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり	
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	承認年月日 承認番号	

(備考省略)

① 申請書及び提出部数の確認等

ア 設置許可申請書は、危規則様式第2により、2部提出してください。

イ 変更許可申請書は、危規則様式第5又は第7の2により、2部提出してください。

ウ 製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当する方を○で囲むよう記入する又は該当しない方を二重取消線で消してください。

② 申請宛先は、「京都市長」と記入してください。

③ 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一としてください。ただし、次に掲げる方は、申請することができます。

設置者から許可申請に係る権限を委任された方（委任状等の書面が必要）

管理者又は申請者などで、既に申請権があることが届出されている方

印は法人の場合は、代表者の職名を示した法人の代表者印。私人の場合は、私印を使用してください。

④ 設置者住所、氏名は、製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入してください。

法人は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

⑤ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を京都市から記入してください。通称町名、番地略称等は記入しないでください。

移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。

（例）京都市〇〇区〇〇町15番地の2（「15番地の2」を「15-2」と略さないでください。）

⑥ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火」、「準防火」、「指定なし」等と記入してください。建築基準法第22条に規定する地域である場合は、「22条地域」と記載することができます。

用途地域別は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、「工業」、「準工業」、「第一種低層住居専用」等、同法第7条に規定する市街化調整区域である場合は、市街化調整区域と記入してください。

「防火地域別」「用途地域別」などは、京都市都市計画局のホームページ上でも確認できます。

⑦ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。

⑧ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（「屋内」、「給油」等と省略して記入することができます。）

⑨ 危険物の類、品名、最大数量は、次により記入してください。

ア 危険物の類、品名は、法別表第1に掲げる区分を記入してください。ただし、品名が多い場合は、別紙のとおりと記入し、一覧表等の書類を添付してください。

イ 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物をすべて記入してください。

ウ 移動タンク貯蔵所は、移送する危険物が異なる場合、移送することが予定されるすべての危険物を記入してください。

エ 最大数量は次により算定し、記入してください。

製造所又は一般取扱所	危険物審査基準により算出してください。
タンクに貯蔵する場合	危政令第5条により算出した容量としてください。
販売取扱所	申請を行う販売所における保有量としてください。

⑩ 指定数量の倍数は、貯蔵又は取り扱う危険物の最大倍数を記入し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。ただし、小数点以下第2位を四捨五入すると倍数が整数となる場合は、適用される法令基準が変わらないよう、次により端数の処理を行ってください。

ア 小数点以下第2位が5以上のときは、小数点以下第2位を切り捨ててください。

イ 小数点以下第2位が4以下のときは、小数点以下第2位を切り上げてください。

(例)	
1	通常の場合（小数点以下第2位を四捨五入） 4.77倍 → 4.8倍 11.23倍 → 11.2倍 15.00倍 → 15.0倍
2	ただし書アの場合（小数点以下第2位を四捨五入すると整数になる場合①） 0.95倍 → 0.9倍（1.0倍としません。） 9.98倍 → 9.9倍（10.0倍としません。）
3	ただし書イの場合（小数点以下第2位を四捨五入すると整数になる場合②） 10.02倍 → 10.1倍（10.0倍としません。）

⑪ 位置、構造及び設備の基準に係る区分は、申請に係る製造所等が適用される法令の条文を正しく記入してください。

(例) 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6メートル未満）の場合

「令第10条第4項（規則第16条の2の6第2項）」

⑫ 位置、構造、設備の概要は、製造所等の概要を簡潔に記入してください。

(1)	タンク室省略構造の地下タンク貯蔵所
(2)	特定屋内貯蔵所
(3)	屋内給油取扱所、懸垂式固定給油設備3基、専用地下タンク3基設置

⑬ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要は、貯蔵又は取扱方法、その目的等を簡潔に記入してください。

(1)	ドラム缶で貯蔵し、〇〇工場において取り扱う。
(2)	ボイラー用燃料を貯蔵する。
(3)	地下タンクに貯蔵し、地上式計量機により容器への小分けを行う。

- ⑭ 着工予定期日は、着工年月日を記入してください。「許可後即日」等と記入することもできます。

申請の区分等により、許可書交付までの日数が定められているため、着工予定日までに許可書を交付することを確約するものではありません。

- ⑮ 完成予定期日は、工期又は完成予定年月日等を記入してください。
(例) 工期を記入する場合は「着工後〇日」、完成予定年月日を記入する場合は「平成〇年〇月〇日」
- ⑯ その他必要な事項は、次の事項等を記入してください。

事 項	記 入 例
危政令第 23 条の特例適用を求める場合	特例適用内容書を添付しています。
変更許可申請の場合（変更許可及び仮使用承認の同時申請を除く。）	「仮使用承認申請あり」又は「仮使用承認申請なし」
設置（変更）の変更の許可申請の場合	平成〇年〇月〇日京都市指令消予第〇号の設置（変更）許可を変更するもの
複数の変更工事の場合	平成〇年〇月〇日京都市指令消予第〇号の変更許可の工事と同時にを行う複数の変更工事

- ⑰ 変更の内容は、位置、構造、設備の変更項目を簡潔に記入してください。
なお、項目が多い場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。
- ⑱ 変更の理由は、変更するための理由を簡潔に記入してください。